

住居確保給付金とは

離職等又は就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに期すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることにより経済的に困窮し、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

- 支給額：下記を上限として、家賃の実費分又は家賃の一部を支給
※ 共益費・管理費等は含まれません。

世帯人数	家賃相当分
単身世帯	39,000円
2人世帯	47,000円
3～5人世帯	51,000円
6人世帯	55,000円
7人以上世帯	61,000円

- 次のことにご注意ください

住宅を喪失されている方（これから賃貸住宅をお探しになる方）

※ 上記金額の範囲内の家賃の住宅を探していただく必要があります。

住宅を喪失するおそれのある方（賃貸住宅にお住まいの方）

※ 現在ご契約の家賃金額が、上記金額を超えている場合、超えた金額については申請者の自己負担となります。

- 支給期間：原則3か月間（一定の条件により3か月を限度に延長及び再延長が可能）
○ 支給方法：貸主等の口座への振込
○ 支給日：支給対象月分を前月の末日までに支給します

【基本例】 5月分住居確保給付金 ⇒ 4月30日支給

※ ただし、初回支給分は事務手続きの関係上、遅れて支給される場合があります。